平成２８年（フ）第７０号
群馬県桐生市東久方町１丁目４番13号
債務者　宍戸　正紀
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３８号
兵庫県南あわじ市賀集八幡南326番地　さくら台団地よしの棟４－４号
債務者　白石　正道
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第５３号
愛媛県今治市唐子台西３丁目３番地　県営153号、前住所愛媛県今治市唐子台西３丁目４番地２
債務者　伊藤　樹生
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２０号
大分県竹田市大字門田565番地９
債務者　**廣**瀬　恵美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第２６９号
宮崎市吉村町宮ノ前甲2153番地１
債務者　細川　和敏
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４９号
秋田市南通亀の町６番９号　シティガーデン南通Ⅰ　405
債務者　吉田　拓哉
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７号
秋田県潟上市天王字長沼56番地４　コーモド202
債務者　阿部　安里
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２００号
福井市春日３丁目402番地　ヒルトップ402号
債務者　青木奈代美（旧姓柿本・髙島）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
長野県佐久市新子田935番地１　Ｂ
債務者　鈴木めぐみ
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第７３号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1607番地
債務者　中野　浩克
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３５号
長野県上伊那郡南箕輪村2515番地１
債務者　原　　幸男
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第３６号
長野県上伊那郡南箕輪村2515番地１
債務者　原　　順子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２０２号
佐賀市東与賀町大字下古賀1027番地３
債務者　迎　　尚子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６４４号
福岡市南区長住３丁目51番401号、破産手続開始決定時住所福岡市南区警弥郷２丁目18番12号
破産者　井上　俊子
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９４６号
福岡市中央区港３丁目１番71―507号、前住所福岡県朝倉郡筑前町森山340番地３　城島団地３号
破産者　江藤　　桂
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０２２号
福岡市南区鶴田１丁目６番31―101号
破産者　横田　彩子
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８５号
福岡市南区多賀１丁目16番２―202号
破産者　清水勇一郎
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部